

岩手県告示第 268 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 路線名 盛岡和賀線
 - (2) 供用開始の区間 盛岡市下太田杉田 35 番 1 地先から 47 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 30 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日まで
-
- 2 (1) 路線名 盛岡和賀線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 花巻市石鳥谷町大瀬川第 18 地割 1 番 6 地先から 140 番 5 地先まで
 - イ 花巻市石鳥谷町長谷堂第 2 地割 66 番 1 地先から 84 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 30 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日まで